

埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の発令等に関する規程

平成19年4月1日

訓令第10号

(目的)

第1条 この訓令は、職員の任用及び異動（以下「任免等」という。）の発令及び辞令書の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 任命等に係る用語の定義は、別表第1に掲げるとおりとする。

(発令形式)

第3条 職員の任免等を発令した場合は、当該職員に対し、辞令書を交付する。

2 任免等に係る辞令書は、別表第2によりその任免等の種類に応じて、同表右欄に定める発令事項を記載する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

任免等の種類	用語の意義
1 採用	新たに職員に任命すること（派遣を受けて職員に任命する場合を含む）をいう。
2 昇任	現に任用されている職員を、従前の職より上位の職に任命することをいう。
3 配置換	職員の職の変更を伴わないで、勤務課等の変更を命ずることをいう。
4 兼務	1又は2以上の職員の職に任命されている職員を、その職員の職に任命したままで、更に他の職員の職に任命することをいう。
5 休職	地方公務員法第28条第2項の規定により、職員としての身分を保有したまま職員の職を解き職務に従事させないことをいう。
6 復職	休職中の職員が、休職前の職員の職務に復帰すること又は休職期間の満了による職員が休職前の職員の職の職務に復帰することをいう。
7 育児休業	地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第3項の規定により任命権者の承認を受け、承認の期間職を保有したまま職務に従事させないことをいう。
8 職務復帰	育児休業の承認を受けている職員が承認に係る子を養育しなくなった場合及び承認が失効した場合又は期間が満了した場合に承認の期間中保有していた職の職務に復帰することをいう。
9 戒告	地方公務員法第29条の規定により、職員の責任を確認し、その将来を戒めることをいう。
10 失職	地方公務員法第28条第4項の規定により、職員としての身分を失うことをいう。
11 任用解除	派遣をした地方公共団体から当該派遣を解除されたことにより、職員としての身分を失わせることをいう。

別表第2（第3条関係）

任免等の種類	区 分	発 令 事 項
1 採用	派遣を受けて職員に採用する場合	<p>(1) 役付職員（主席主査以上の職）</p> <p>埼玉県後期高齢者医療広域連合職員に併任する 事務局長・事務局次長・事務局参事・事務局〇〇課長・事務局〇〇課〇〇担当主幹・事務局〇〇課〇〇担当主席主査を命ずる</p> <p>ただし給料は支給しない</p> <p>(2) 一般職員</p> <p>埼玉県後期高齢者医療広域連合職員に併任する 主査・主任・主事を命ずる</p> <p>事務局〇〇課勤務を命ずる</p> <p>ただし給料は支給しない</p> <p>(3) 会計年度任用職員</p> <p>埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員に任用する</p> <p>任用期間は〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする</p> <p>報酬月（日）額〇〇円を給する</p> <p>事務局〇〇課勤務を命ずる</p>
2 昇任		<p>(1) 役付職員（主席主査以上の職）</p> <p>事務局長・事務局次長・事務局参事・事務局〇〇課長・事務局〇〇課〇〇担当主幹・事務局〇〇課〇〇担当主席主査を命ずる</p> <p>(2) 一般職員</p> <p>主査・主任を命ずる</p>
3 配置換		<p>(1) 役付職員（主席主査以上の職）</p> <p>事務局〇〇課長・事務局〇〇課〇〇担当主幹・事務局〇〇課〇〇担当主席主査を命ずる</p> <p>(2) 一般職員・会計年度任用職員</p>

		事務局〇〇課勤務を命ずる
4 兼務及び兼務解除		事務局〇〇兼務を命ずる
		事務局〇〇兼務を解く
5 休職		地方公務員法第28条第2項第〇号の規定により休職を命ずる 休職期間は〇〇年〇〇月〇〇日までとする
6 復職		復職を命ずる
7 育児休業	(1) 育児休業を承認する場合	育児休業を承認する 育児休業の期間は〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする
	(2) 休業期間を延長する場合	育児休業の期間を〇〇年〇〇月〇〇日まで延長することを承認する
	(3) 当該育児休業に係る子以外の子に係る休業を承認する場合	育児休業を取り消し、〇〇年〇〇月〇〇日付けで請求のあった育児休業を承認する 育児休業の期間は〇〇年〇〇月〇〇日までとする
8 職務の復帰	(1) 職務に復帰した場合	職務に復帰した
	(2) 休業の承認を取り消す場合	育児休業の承認を取り消す 職務に復帰した
9 戒告		地方公務員法第29条第1項第〇号の規定により戒告する
10 失職		地方公務員法第16条第〇号の規定に該当したの で同法第28条第4項の規定により失職した
11 任用解除		(1) 役付職員（主席主査以上の職）・一般職員 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の併任を解く (2) 会計年度任用職員 埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員 の任を解く